

津波避難施設等の整備に係る各種規制の緩和を求める意見書

津波避難タワーに代表される津波避難施設等の整備に当たっては、用地を取得する際に係る各種法令による制限により用地取得が困難となる事例が見受けられる。

例えば、用地を取得するに当たって津波避難タワー等の施設が「土地収用法第3条」に基づく「土地を収用し、又は使用ができる事業」として明示されていないため、事業を実施するに当たっては事業認定を受けて、収用委員会での手続きを経てからの事業実施となり、過大な日数と経費がかかることとなる。また、事業認定を受けることができない場合には税の減免措置を受けることができないなどの問題がある。

また、避難施設等の整備においては、できるだけ多くの収容人員を確保できるように計画することが有効となるが、現行の建築基準法では、その構造、用途によって判断が異なるため、用途地域ごとの建ぺい率や容積率、北側斜線制限など個々の確認が必要となり、地域によっては必要な収容人員を確保できなくなる状況が考えられる。

その他にも、都市計画法などの規制や特に津波避難施設等を整備する沿岸部における自然公園法による制限などもある。

東日本大震災では津波により甚大な被害を受けたことから、高知県でも今後沿岸地域における津波避難対策の加速化を進めているところであるが、すべての津波避難困難地域を解消するには、各種法令における規制の緩和が必要不可欠である。

よって、国におかれては、南海地震対策の充実、加速化を図るためにも、次の事項につき、早急を実施するよう強く要望する。

- 1 津波避難タワー等の緊急性の高い施設の建設に係る用地取得の促進に対する規制を緩和すること。
- 2 施設整備に係る各種法令による基準を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 16 日

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
復 興 大 臣

様